

i 選挙人名簿抄本の閲覧状況
を公表します

町における平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の公職選挙法に基づいた閲覧状況を公表します。なお、閲覧できる場合は次の事項に限られています。

- 1 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認する場合
- 2 公職の候補者など、政党そのほかの政治団体が政治活動・選挙運動を行う場合
- 3 統計調査、世論調査、学術研究そのほかの調査研究で公益性が高いと認められるものうち、政治・選挙に関するものを実施する場合

○お問い合わせ
選挙管理委員会

☎ 4312825



選挙人名簿抄本の閲覧状況 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

選挙人名簿抄本の閲覧状況は、公職選挙法において、毎年少なくとも1回は公表することと定められています。

請求をした機関の名称 (または申出人の氏名)	請求の事由の概要 (利用目的の概要)	閲覧の年月日	閲覧に係る 選挙人の範囲
高知県総務部広報広聴課長 株式会社 トミーコーポレーション	県民のニーズ、意識などを把握し、 県政運営の基礎資料とするため。	令和元年 8月5日	町内全域の50人
高知県地域福祉部少子対策課長 株式会社 トミーコーポレーション	県民の意識を把握し、出会いから結婚、 子育てまでの切れ目のない支援を推 進していくうえでの基礎資料とするため。	令和元年 8月5日	町内全域の40人
高知県文化生活スポーツ部県民生活・ 男女共同参画課長 株式会社 トミーコーポレーション	男女共同参画社会に関する県民の 意識を把握し、今後の男女共同参画 施策を推進する基礎資料とするため。	令和元年 10月7日	町内全域の42人

i 住民票の閲覧状況公表

町における平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の住民基本台帳法に基づいた閲覧状況を公表します。なお、閲覧できる場合は次の事項に限られています。

- 1 国または地方公共団体の機関が法令で定める業務を遂行するために必要な場合
- 2 次の①から③の活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、市町村長がその申出を認めた場合
- ① 統計調査、世論調査、学術研究
そのほかの調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの。
- ② 公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの。
- ③ 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起そのほか特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるもの。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 5513701

住民基本台帳の閲覧状況 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

住民基本台帳の閲覧状況は、住民基本台帳法において、毎年少なくとも1回は公表することと定められています。

請求をした機関の名称 (または申出人の氏名)	請求の事由の概要 (利用目的の概要)	閲覧の年月日	閲覧に係る 住民の範囲
株式会社 建設環境研究所 大阪支社 技術部 高橋 直樹	国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所が実施する四万十川自然再生事業に関するアンケート調査の対象者を抽出するため。	令和2年 2月21日	町内全域の年齢 20歳以上(生年が 平成11年以前)の 男女
国土交通省 四国地方整備局中村河川国道事務所(計画課) 田代 早紀			